

(第一類 第二十九回国会)

第一類 第十二号 労 勵 委 員 会 議 錄 第五号

平成六年六月十日(金曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長

松岡満壽男君

理事

赤城徳彦君

理事

大石正光君

理事

岩田順介君

理事

加藤卓二君

理事

藤尾正行君

理事

石田美栄君

理事

中野寛成君

理事

池田隆一君

理事

永井孝信君

理事

山名靖英君

理事

寺前巖君

理事

中野寛成君

理事

加藤卓二君

理事

藤尾正行君

理事

石田美栄君

理事

中野寛成君

理事

池田隆一君

理事

永井孝信君

理事

山名靖英君

理事

寺前巖君

理事

中野寛成君

理事

加藤卓二君

理事

藤尾正行君

理事

石田美栄君

理事

中野寛成君

理事

加藤卓二君

理事

藤尾正行君

理事

石田美栄君

理事

中野寛成君

理事

加藤卓二君

理事

藤尾正行君

理事

石田美栄君

委員の異動

六月十日 辞任

愛野興一郎君

補欠選任

青木宏之君

古賀正浩君 中野寛成君 白沢三郎君 石田美栄君

同日 辞任

補欠選任

青木宏之君 愛野興一郎君 中野寛成君 古賀正浩君

本日の会議に付した案件

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。赤城委員長。

○赤城委員長 おはようございます。障害者の雇用

の促進等に関する法律に関しまして御質問させて

いただきます。

まず、障害者の雇用の現状でございますが、先

般の法案の趣旨説明にもございましたけれども、

法定雇用率一・六%に対して実雇用率一・四%、

まだまだと申しますと、この一・四一

%も、よく見てみますと、前回の法律改正でカウ

ントの仕方を変えておりますので、重度の精神障害

のダブルカウント、あるいは短時間の重度身体障

害者または重度精神障害者がカウントに加えられたと

いうことで、実際にはその分見かけ上の増し分が

あります。あるいは、分母に当たります常用雇用労働

者数、これが不況の影響で余り伸びていない。そ

ういう意味では、この一・四一%という数字 자체

相当割り引いて見なければいけないのじゃないかと思ひますけれども、その点の数字的な背景はどうなっていますでしょうか。

○七瀬政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、一つは、分母となります常用労働者全体の伸びが余り伸びていないということもございますし、それから、おっしゃいますようにダブルカウント制度で数字が上がってきていているということもございますので、雇用率の上昇がそのまま障害者雇用の絶対数の拡大を意味するものではないと思ひます。

ただ、平成五年度の調査におきましても、分母の常用労働者数の伸びが一・二%となつてているのに対しまして、障害を持つおられる方々の実数の伸びが三・五%ということでございますので、厳しい雇用状況の中でも、労使の皆さん方に障害者の雇用に非常に御努力いただいているということは言えるのではないかと思っております。

○赤城委員長 全体として法定雇用率にどのくらい近づいているかというのは一つの政策目標であるのですけれども、やはり大事なのはその中身で、どういう障害者にどの程度雇用が進んでいるかといふことになると思うのです。

ささらに、その中身を検証してみると、重度の身体障害者の就業率が大体三三%、三人に一人、一般的の身体障害者では四三・七%ですから、やはり重度の身体障害者はまだまだおくれていて。それから、精神障害者はまたさらに深刻でありまして、精神障害者の雇用数に占める重度の精神障害者が九・七%、精神障害者については特に数字的なあれはありませんけれども、これもまだ雇用が進んでいないと聞いております。

前回の法改正では、まさにこういうところに焦点を当てて、重度の障害者を中心として、また、特に精神障害者や精神障害者をこの法律対象に加えて、企業の障害者雇用に関する計画を提出せ、それに付いて勧告や指導をする、それでもなかなか進んでいないところに対しても公表するわけですね。調査したのが大体二百二十社、計画提

てるということで、広く障害者全般を法目的にして雇用の促進を図ろう、こういうことだったのですが見られていないのではないか。そういう意味ですれども、この数字を見ましてもなかなか改善が見られないのじゃないか。それが教えてください。

○渡邊(信)政府委員 今御指摘いただきましたように、前回の法改正によりまして、特に重度の方の雇用促進を目指すことで努力をしてまいりました。

○渡邊(信)政府委員 今おっしゃいましたが、重度の方の就業の実態を見ますと、まだなかなか立ちおくれが見られるという状況であります。重度の方の就業者数も年々ふえてきてはおります。ただ、大変不十分でございますので、今回の法改正によりまして、特に、さらに重度の方の雇用促進を図るためにきめ細かい対策が必要ではないか、こういったことを今回提案をお願いしております。

○赤城委員長 細かく見ていくといろいろ問題が出てくるのですけれども、もう一つは企業の規模別であります。千人以上の大企業で見ますと雇用率一・三%、中堅といふのですか中小で、六十三人から九十九人の規模で二・一%。ですから、本来でしたら、その社会的責任から見て、企業の規模が大きくなるほど、大きな企業といふけれども、数字の上ではむしろ大企業ほど雇用が進んでいない。

そこで、企業の障害者雇用に関する計画を提出せ、それに付いて勧告や指導をする、それでもなかなか進んでいないところに対しても公表するということで、平成四年、四社について公表したわ

出させたのが二百二十社あります、そのうち特に雇用が進んでいないところについて公表した、こういうことなんです。

このことでかなり障害者の雇用が進んだというふうに聞いておりますが、どういう基準でこの対象企業、二百二十社を特にこの公表対象ということとで計画提出させたということなんですかけれども、企業はこれほどたくさんありますし、まだまだそこら辺厳しく指導していかなければならぬような企業もあるかと私は思うのですが、どういうふうな経緯で対象企業を選出して、また公表に至つたのかというところを教えてください。

○渡邊(信)政府委員 現行の法律の中に、雇用率の達成の低い企業については雇用の計画をつくるように命令を労働大臣が出して指導する、達成率のどうしても低いところは最終的には公表するという制度がございまして、今お話をありますように、平成四年におきましては四社を公表しましたわがございます。

現在、雇用率が一・六ということで、その半分程度ということで〇・八%にも達しないところに計画作成命令をかけておるわけでございまして、これに基づきまして、何年かけてこの計画を達成してもらおうということで指導しておりますが、その計画を出してもらつてもどうしどうしが進まないというところについては公表する、こういう手続でやつております。

〔委員長退席 大石(正)委員長代理着席〕

○赤城委員 法定雇用率一・六の半分にも達していないところといふところをつづいて、そのぐらいの数になるのかと思うのですけれども、実際には、一・六に対しても大企業で言うと一・三だ、まだおくれているとか、そういうところが一番問題なところで、本当に悪いところもさることながら、あともうちょっと伸ばしてほしいところ、もうちょっと対象が広がつてもいいのではないかと思うのです。さらに、企業の規模別あるいは業種別もありますね、製造業とサービス業とか、それから障害者の種類別、程度別、そういう

ところをきめ細かく対応していただきたいと思うのです。

さらに、特に現下の不況、これもいろいろな面で雇用に対して影響を与えておりますし、障害者についてもそのしわ寄せというのがあるのではないかと思うのです。これは厚生省の方の数字だと思ひますけれども、身体障害者の就業率は昭和六十二年から平成三年にかけて相当上がつておりまして、二九%から三四・一%。

ところが、このときの新聞記事か何かで、なぜ上がったかの理由として、特に自営業者が高齢化して障害を持つた、新しく障害者を雇用したのではなくて、既に働いている人が高齢になつて障害を持った例が多いと。それから、調査時点が平成三年までの、好景気で雇用が伸びたという面があるのではないかと言われております。これの新しい調査がまだ出ておりませんが、今現在では、かなり不況の影響が平成三年から今日には出ているのではないかと思ひます。

別の数字で見ますと、有効求職者数、平成五年から六年にかけて障害者の中の求職者が一万人も増加していく、七万五千百五十七人。そういうことから見ますと、かなり不況の影響が出ているのではないかと思うのでありますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

〔大石(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○渡邊(信)政府委員 その点につきましては今御指摘のとおりでございまして、障害者の方につきましては、安定所に登録をしましていろいろとための細かい職業紹介、職業相談をするというシステムにしておりまして、新規の求職者が出ますと累積をしていくわけあります。

安定所に現在登録をしておられる障害者の方

○赤城委員 今までいろいろな側面からこの一・四の中身を見てきたのですけれども、やはり障害者の雇用を促進する、これを法定雇用率まで引張っていくというのは施策の目標であつて、実際にどのぐらい雇用の目的が達成されたかというのは、いろいろなところから光を当ててみなければいけない。

今までいろいろ申し上げたわけですけれども、障害者がまずどういう障害を持たれているか、その程度はどうなのか、あるいはそれを受け入れる企業は業種別、規模別でどうなのか、そういうところをいろいろな側面から光を当てつつ、最後には、障害者が健常者と同じように能力とか意欲に応じて就業ができる、社会で活躍できる、そういうところを目指していかなければいけないわけですから、今までの数字を見ますと、まだまだそれには到達していないのではないか、大変厳しいと私は思ひますけれども、大臣、どういうふうに見られますか。

〔委員長退席、宮本委員長代理着席〕

○鳩山国務大臣 赤城先生がただいま話された部分が最終的に一番重要なことでございまして、それをノーマライゼーションというふうに表現するのでありますようか、あるいは文部省的な世界、教育の世界ではインテグレーションというような表現もされるようでございまして、障害者の方が健常者の皆さんとある意味で言うと同等に、違和感なく暮らすことができる、一緒に勉強をすることができる、そして一緒に生きがいを持つて仕事をすることができる、そういう社会をつくっていくことは我が国家の大きな目標の一つであることは間違いないと思います。

そして、大企業ほど雇用率が低いという非常に残念な現象がございます。大企業であればあるほど、いろいろな職種、職場が考えられるわけですがあります。それは、中小企業で多少危険性を伴うような、例えば旋盤とかいろいろな作業をやっている中で、いろいろな危険性が伴うからちょっと精神薄弱の方は危ないなどということはあると思うのです。そのため、雇いたいけれども雇えないという方もおられるかもしれません。それに比べれば大企業はいろいろな場所がありますから、それだけ本来中小企業以上に大きな責任を果たさなければなりません。

そこで、障害者雇用支援センターを市町村単位に設けてそういうたきめ細かい対応をしよう、こ

ういう崇高な理想は達成することができないだろうと思うわけでございます。

先生御指摘のように、いわゆる後天的というのになつていかれる方が多い、そういう方が就職すれば努力をしなければならないなどつくづく思つたところでございます。

そして、大企業ほど雇用率が低いという非常に残念な現象がございます。大企業であればあるほど、いろいろな危険性が伴うからちょっと精神薄弱の方は危ないなどということはあると思うのです。そのため、雇いたいけれども雇えないという方もおられるかもしれません。それに比べれば大企業はいろいろな場所がありますから、それだけ本来中小企業以上に大きな責任を果たさなければなりません。

そこで、障害者雇用支援センターを市町村単位に設けてそういうたきめ細かい対応をしよう、こ

**単位**といいましても、全国三千市町村にすべからくこれを設置するということでもなかなかないようでございます。これからどういうふうに支援センターを設置していくのか、また、特に前回の法律改正でも焦点になりました重度の障害者あるいは精神薄弱者、そういった方に対してもどういうふうにきめ細かな支援、サービスをされるのかということを教えてください。

となる重度の障害者ですれども、これは法律上の定義としましては、職業生活を進める上で継続的な支援が必要だ、こういう方ということに定義をしておりまして、具体的には重度の身体障害者の方、重度の視覚障害者あるいは聴覚障害者、脳性麻痺といった重度の方あるいは精神薄弱者、精神障害回復者、こういった方が対象となるというふうに思つております。

ここで行います具体的な業務ですれども、例えはセンターの施設の中に作業室を設けまして専任の指導員を置きます。そこで、例えば簡単な部品の組み立て等の作業をして、実際にそこで作業

○赤城委員 福祉施設に対しても助成する、あるいは通勤や住宅の方ですね、これも団体に対しても助成していくということで、相当な充実が見込める、望めます。

もう一つは、障害者の処遇の改善または雇用の継続を図るために行う配置転換、職種転換、これを新しく十八条の二の三、要するに配置転換やボスト、昇進をするときの施設ということなんですが、けれども、これは具体的にどういうことを指しているのか。それから、障害者を雇用するときに必要な施設あるいは雇用を継続する、更新するときには必要な施設というのは十八条の二号や二号の二

今般は、先ほど申しましたような観点から、職業についた障害者の方がその職場の中でさらにキャリアアップをしていく、別の職場に移るあるいは管理的な職業に移していくというふうなときに、採用後に必要となる職場環境の改善、こういったものを新たに助成の対象にするということです。雇用の質の方のアップということをぜひやっていただきたい、こんな観点から新たに取り組むことにしたのでござります。

重度の方の雇用を促進するためには、単に職場の中だけに十分手当がなされればいいというだけでなく、例えば通勤とか住宅とか、雇用を取り巻く周辺のいろいろな問題をあわせて考えないとなかなか雇用が進まないのでないかと考えております。特に、重度の方の雇用については地域のボランティアの方の協力を得るようなことも必要だと思っておりますし、やはり身近な地方自治体において自治体を挙げて取り組むということがないとなかなか進まないと思っておりまして、今回考えております障害者雇用支援センターといふものは市町村の区域を単位として設立してもらおうというふうに思つておるわけであります。

まずモデル的に開始をするということになると、思ひますので、今年度は四市町村を計画しているわけであります。まだまだ出発時点は大変少ないわけであります。必ずしも県庁所在地というような大きなところだけではなくて、人口三十万人程度の人口集積地を中心とした区域、こういったもの等も考えたらどうかというふうに現在考へているところであります。いずれにしましても、市町村がまず取り組む姿勢を示していただきてそれに対しても第一義的に成をしようということですから、まず第一義的に市町村の主体的な姿勢というものが必要かといふふうに思つております。

このセンターで行います業務、特に支援の対象

をしていただきます。そして基本的な半導体技術を身につけていく、あるいは就職後の職場定着の指導、こういったことをボランティアの支援等も受けながらやつていつたらどうか、こんな構想を描いているところでございます。

○赤城委員 今まで県の職業センターがございましたけれども、やはり県庁所在地にしかないということではなかなか、特に障害者の方にとっても負担でありますので、きめ細かく各地区、具体的にこの支援センター、これから設置していただきたいと思います。

そこで、これからいろいろな対策、これは法案の中にも盛られておりますけれども、例えば助成措置について、現行は作業施設だけでしたけれども、福祉施設をこれに加える。福祉施設と言ふ言いましても随分範囲が広いと思いますが、具体的にはどんな施設が対象になるのか、お願いします。

○渡邊(信)政府委員 従来は福祉施設は助成の対象でなかったわけですが、今回障害者の方の職場定着を一層進める、こういった観点から企業における福祉施設も助成の対象とするということにいたしております。具体的には、保養所でありますとか体育施設あるいは食堂、休憩室、こういったものを障害者向きに設置する、あるいは改造するといったときに助成をしたらどうかといふふうに考えております。

〇渡邊（信）政府委員 障害者の雇用につきましては、現行法では一・六という雇用率制度を柱にして進めてきているわけでありますて、従来、どうしても雇用の量を確保するというところが重点になつてまいりました。先ほど大臣の御答弁にもありましたように、障害者の雇用は単に量が確保されねばいいというだけじゃなくて、障害者の方が本当に持てる能力を発揮して職業生活を送ることができる、こういったことが重要で、いわば量と同時に質もこれから考慮していくしなければいけないというふうに思っております。

今回、ささやかではありますが改善に取り組もうとしておりますのは、そういう趣旨に基づくものでありますて、従来の助成は、障害者の方を採用するときに職場施設を改善しないとなかなか雇用につけない。そういうことで職場環境を改善をして障害者を採用するというときに助成を出して、いたわけでありまして、あるいは当初改善した設備をさらに改善するというふうなときについてのみ助成をしておりました。

そこもあわせて説明してください。

も、配装置転換をした、あるいは昇進をした、これも基本的に同じであって、これは障害者を雇用するために必要な特別な機械、施設に対して助成します、これは今までも言つてきたことですけれども、なぜ新たに号を起こして設けているのか、

扱いやすいよう出資しなければならない。そのため必要な助成をします。こういうのが、この関連の十八条の条項の趣旨だと思います。

ということは、今まで、雇用をするときとその機械を更新するときはできましたけれども、配置がえになりました。あるいは管理職になりましたというときには認められなかつた。非常に狭くこの条を立てていた。一方で、さつきの福祉施設につきましては、福祉の向上のための施設とか、そういうふうな書き方で体育施設あり、食堂あり、休憩所あり、非常に幅広く、福祉のための施設がつたらしいですよと、これは非常にバランスからいつて悪いんじゃないのか。

むしろ、広く法目的に合うような施設について、障害者のための必要な施設については面倒を見えますよ、あとは政省令、そつちで見ていけばいいのであって、なぜここだけ非常に狭く解釈しているのかなというのが疑問なんですけれども、どうでしょう。

○渡邊(信)政府委員 この助成措置の財源でございますけれども、雇用率を達成していない事業主から徴収しました納付金によつて助成をいろいろとやつっているわけでありまして、そういう意味では使途を厳格に法律で書くということになつております。ということで、従来、職場環境改善の助成につきましては、法律の規定の仕方が採用時のみに限るというふうな書き方になつております。

して、今回それに追加をして、採用後の設備の改善についても加えるということにしたものです。さきほどのこの条文を見ておりまして、本当にバランスがとれているかどうかかといふところはやはり問題もあるといふふうに思つておりますので、いずれ整理をする機会は必要ではないかといふうには思つております。

りましたけれども、この支援センターは特にボランティアというものに焦点を当てていこう、こういうことでございます。確かに、障害者の雇用を促進するためにボランティアに負うところというものは非常に大きいと思います。

促進を支援していただくボランティアの方に対し、情報の収集、提供や研修をします。こういうふうに出ておりますけれども、そういう情報とか研修とかそれもさることながら、これから、例えば通勤のために付き添つていただく方とか、そういうボランティアの精神的な負担もありますし、実際の生活の上で自分の仕事をお持ちの方でもかなりの犠牲を払いながら障害者の雇用のために働いていただいている。そういうところにもつと直接にボランティアの方のバッックアップ、支援ができないものかなと思うのです。

それからもう一つは、ボランティアの方にだけ、もちろん、だけじゃないのですけれども、負担をかけて障害者の雇用を促進していくということではないわけで、やはり行政の側とボランティアの側との関係をこれからどういうふうにしていくのか。ボランティアの方にお願いしなければならない部分あるいは行政として支えていかなければならぬ部分、双方あると思いますけれども、その関係をどういうふうにお考えでしょうか。

ティアの方の活用というものをを考えているわけあります。ただ、これは全く初めての試みですから、どういうふうにボランティアの方が、本当に障害者のために親身に活動していくことができるのか、あるいは今おつしやいましたように行政として研修等以外にも何らかの支援が必要かということは、実際に集まってくれるのか、本当に障害者のために親身に活動していただくことができるのか、あるいは今おつしやいましたように行政として研修等のところ試行錯誤的なところがあるうかというふうに思っております。

現在の段階では、ボランティアの方、家庭の主婦ですとか学生の方あるいは地域でこういった運動をしておられる方とか、そういうことを予定をしているわけでありますが、その方にに対する財政的援助というものは現在の段階では考えてない、純粹なボランティアとしてやっていただきうというふうに思っているわけですが、これは今申しましたように、実際に経験を積む中で、どういった行政的な援助が必要であるかというふうなことはまた検討しなければいけないというふうに思つております。

さらに、現行の制度といたしましては、ボランティアの域を越えまして、事業所で実際に、例えば精神薄弱者の方の業務遂行を援助する方を置くとか、あるいは視覚障害者の方のためにいろいろなものをお読みたり聞かせたりするといった仕事をする職場の介助者を置く、こういった方を事業主が配置しました場合には、月十五万を上限として助成をしているわけでありまして、仮にボランティアの方がそういう職も兼ねるということになると、制度の中に入ってくるということになろうと思いますが、いずれにしましても、ボランティアの方と職場における介助者との関係等につきましては、この事業が始まっていろいろとやつてみると、いろいろと考えていく点もあるうかと思います。

ていたくのであって行政がそれに対してもいろいろ財政的に援助してしまつてはボランティアにならぬんだというふうな議論がほかのところでもあるのですね。

例えば、PKO活動にボランティアで行っていただく。会社を休業して、休みをとつて行くのだけれども、場合によつてはそれだけの理解が得られなくて会社をやめなければいけない。あの中田厚仁さん、カンボジアで亡くなられましたけれども、あの方にカンボジアでお会いしたときには、私はカンボジアのために働きたい、会社の理解が得られなかつたから私やめてきました、もう帰るところはないのですと言わながら、ボランティアの仕事をされていたのです。

しゃくし定規な解釈で言うと、自発的にやつていることだから、会社を休んだときの給与保障とかあるいはそういう財政的なパックアップというのは、ボランティアに対してやるのはおかしいといふうな理屈があるのかもしれませんけれども、私は、そういうみずから犠牲を払いながら社会のために奉仕していく方に対し、より積極的な財政的な支援というのもあつていいものではないかな。ボランティアの語源からどうこうじやなくて、そういう犠牲を払いながら奉仕していく方に対する、より行政としてもそれを支えてあげていただきたいと要望しておきま

す。

それから、特例子会社という制度ができまして、大分ふえてきた、このように聞いております。障害者の方に合つた職場を提供するという面ではプラスでもありますけれども、しかし健常者の職場と障害者の子会社という別の職場があつて、ノーマライゼーションの考え方からすると、健常者の中に障害者もまざつて一緒に働くということを分離してしまうというふうなデメリットがあると思います。この特例子会社、今どういう状況で促進する制度ではありますけれども、他面ノーマライゼーションという考え方からすると、障害者

○鳩山国務大臣　この問題は、詳しくは政府委員から御答弁申し上げますが、今先生がおっしゃっていることは、これは教育の世界でも一番大きな話題になつてゐるわけですね。

結局、ノーマライゼーションというのは、健常者の方と一緒になつて、それこそお互に余り気を使わなくともいいような状態になることを目指してノーマライゼーションと言うんだとは思うのですけれども、そんな中で、統合教育、インテグレーションなどという言葉があえて使われたりするのも、ただ一緒にするだけじゃだめなので、やはりその障害者あるいは障害児にとって一番いい環境や状況をつくってやること、それが統合教育といふものではないか。一緒にすることが統合じゃないんだよ、一緒にする局面もあり、多少別に扱う局面もあり、その巧みなミックスによって、子供であれば一番自然に、障害児が一番自然に伸びていったり能力を発揮したり回復したりする、そういうふうに整えてやることが大事なんだよ。私はどうもそういう議論をしばしば耳にしたことになります。

今回この障害者の雇用の問題を考えてみましても、それは非常に重度の、例えば精神薄弱といふようなことで、これはもう一定限度以上のことは全くできませんというような方が共同作業所のようなところで涙ぐましく努力しておられる姿というのはまた美しいものがある。そういう方々は、一般的の職場に移してもちよつと、それはなかなか難しいという条件の方も世の中にはおありだとは思うけれども、そうでなくて、一般的の健常者と一緒に仕事をすることが十二分にできる、こういう状況の方であつても、ただ一番彼らに合う職場あるいは仕事内容等というのは何だらうと考えた場合は、とにかく一般の職場にぶち込みます、健常者と一緒にすゞというだけではなくて、やや特別の配慮を加えた職場というものがあつてもいいのかな、そういう中からこういう特例子会社、あるいはこれは最近第三セクターでできてくるのもある

ていただくのであって、行政がそれに対してもう

○鳩山国務大臣　この問題は、詳しくは政府委員から御答弁申し上げますが、今先生がおつしやっていることは、これは教育の世界でも一番大きな話題になつてゐるところです。

例えは、H.K.C.活動はホランティアで行っていく。ただく。会社を休業して、休みをとつて行くのだけれども、場合によつてはそれだけの理解が得られないなくて会社をやめなければいけない。あの中田厚仁さん、カンボジアで亡くなられましたけれども、

も、あの方はカンボジアでお会いしたときには私はカンボジアのために働きたい、会社の理解が得られなかつたから私やめてきました、もう帰るところはないのですと言わねながら、ボランティア

アの仕事をされていたのです。

かをいははそういう財政的なハックアップといふのは、ボランティアに対してもやるのはおかしいといふうな理屈があるのかもせんけれども、私は、そういうみずから犠牲を払いながら

社会のために奉仕していただかれて対して、より積極的な財政的な支援というのもあっていいものではないかな。ボランティアの語源からどうこう

じやなくて、そういう犠牲を払いながら奉仕していただいている方に対して、より行政としてもそれを支えてあげていただきたいと要望しておきます。

それから、特例子会社という制度ができまして、大分ふえてきた、このように聞いております。

プラスでもありますけれども、しかし健常者の職場と障害者の子会社という別の職場があつて、ノーマライゼーションの考え方からすると、健常者の中には障害者もまざつて一緒に働くということです。

促進する制度ではありますけれども、他面ノーマライゼーションという考え方からすると、障害者を分離してしまうというふうなデメリットがあると思います。この特例子会社、今どういう状況で、

四本委員長代理退席、委員長首席

〔宮本委員長代理退席 委員長着席〕

は自発的なボランティアなどといったところだと思うのです。だからボランティアの方の自主性でやつ

ので、そういうふうな形になつていてのではないかと私は思つています。

○赤城委員 このノーマライゼーションという考え方、考えれば考へるほど難しい問題でありまして、これはあるいは今まで、例えば障害者の方、物理的に一緒の職場では働けないというようなことが、あるいは生活の面でも、例えば階段があつてどうしてもそこに行けなかつた、あそこには行けなかつた、そういうふうな今までできなかつたことが、いろいろな政策的な支援や技術的な問題が解決をして、スロープがついてあそこの階段も上れるようになつた、パソコンでも、障害者用のパソコンができるこの職場で一緒に働くようになつた、あるいは職場の構成自体、通路やいろいろな施設ができる働きやすくなつて一緒に働くようになつた。一緒に働きたいんだと思つてしまえば、そこでとまつてしまうのですね。しかし、いろいろな技術改良や政策的な前進があつて、バックアップがあつて、今までできなかつたことができるようにになつたんだ、だから、なかなか難しいけれども、究極はやはりノーマライゼーション、一緒に働く、同じなんだというところを目指してやつていきたいな、そういうふうに思つております。

いろいろ難しい問題ではござりますけれども、

アジア・太平洋障害者の十年というのが始まりま

したし、障害者の雇用に関する新長期計画あるい

は障害者基本法、これも成立をした、これから大

きく障害者の対策というのを前進していくしかれ

ばいけないと思います。最後に、もし大臣、何か

これらの障害者の雇用あるいは障害者対策全般

について御決意がありましらお伺いして、質問

を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 今までの障害者の雇用対策とい

うものは、法定雇用率等を設けることによつて、

納付金制度をつくることによつて、いわば産業界

の方に障害者がある程度、六十三人に一人ぐら

いは雇つてくださいよといいう政策が中心であつたと

思つてございますが、今回のこの法改正の主

目的は、最初は四ヵ所とかそういう小さな

スタートになりますけれども、市町村レベルにき

め細かに雇用支援センターをつくつていくことに

よつて、いわば職業リハビリといふのか、障害者

の方が仕事へはじめるように、一種の職業訓練

これも一種のノーマライゼーションなのだろうと

思いますが、そういうことをやらせていただきこ

とによって、障害者の方々が各仕事場へ行つて就

職をしてもうまく暮らせるようにして、できる

限り細やかな職業リハビリをやろうというこ

とで、その両面が機能することで事態の前進を図

るというのが今回の最大の目標だと思っておりま

す。

ただ、一人一人障害者の皆様方にはそれぞれ生

身のお体をお持ちですからいろいろな要素がある

わけで、一律に判断をしても、一律に扱つてもみ

んなが幸せになれるとは限らないという難しい問

題もありますし、後半赤城代議士の方から御指摘

をいたいた一緒にするということはあるいはもつ

と温かい扱い方とか、これは本当に障害児教育で

も障害者の雇用でも常につきまとつて問題だと思う

のですね。ノーマライゼーションというのは、み

んなとにかく一緒にやるべきだと思つて、それが

ではないはずでござりますから、その辺の扱い

も我々研究していくかなくてはならないと思うし、

あるいはLD、ラーニングディスアビリティーと

いう、この間予算委員会でも問題になつております

したが、学習障害児とか学習障害者と言われてい

る方々等もいわば新たな分野として対応を考えな

ければならないと思つております。課題は山積

をいたしております。

いずれにいたしましても、我が国が二十一世紀

に向かつて本当の意味で世界で一流の国家になる

ためには、障害者に対して意識過剰になる、そ

ういう国家ではなくて、障害者を自然に受け入れ

る、そんな国家を目指していくべきだと考えま

す。

○赤城委員 ゼひ今回のこの法改正を契機に、大

臣が今おつしやられたような新しい方向、障害者

を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 今までの障害者の雇用対策とい

うものは、法定雇用率等を設けることによつて、

納付金制度をつくることによつて、いわば産業界

の方に障害者がある程度、六十三人に一人ぐら

いは雇つてくださいよといいう政策が中心であつたと

思つてございますが、今回のこの法改正の主

目的は、最初は四ヵ所とかそういう小さな

スタートになりますけれども、市町村レベルにき

め細かに雇用支援センターをつくつていくことに

よつて、いわば職業リハビリといふのか、障害者

の方が仕事へはじめるように、一種の職業訓練

これも一種のノーマライゼーションなのだろうと

思いますが、そういうことをやらせていただきこ

とによって、障害者の方々が各仕事場へ行つて就

職をしてもうまく暮らせるようにして、できる

限り細やかな職業リハビリをやろうというこ

とで、その両面が機能することで事態の前進を図

るというのが今回の最大の目標だと思っておりま

す。

ただ、一人一人障害者の皆様方にはそれぞれ生

身のお体をお持ちですからいろいろな要素がある

わけで、一律に判断をしても、一律に扱つてもみ

んなが幸せになれるとは限らないという難しい問

題もありますし、後半赤城代議士の方から御指摘

をいたいた一緒にするということはあるいはもつ

と温かい扱い方とか、これは本当に障害児教育で

も障害者の雇用でも常につきまとつて問題だと思う

のですね。ノーマライゼーションというのは、み

んなとにかく一緒にやるべきだと思つて、それが

ではないはずでござりますから、その辺の扱い

も我々研究していくかなくてはならないと思うし、

あるいはLD、ラーニングディスアビリティーと

いう、この間予算委員会でも問題になつております

したが、学習障害児とか学習障害者と言われてい

る方々等もいわば新たな分野として対応を考えな

ければならないと思つております。課題は山積

をいたしております。

○赤城委員 ゼひ今回のこの法改正を契機に、大

臣が今おつしやられたような新しい方向、障害者

を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 今までの障害者の雇用対策とい

うものは、法定雇用率等を設けることによつて、

納付金制度をつくることによつて、いわば産業界

の方に障害者がある程度、六十三人に一人ぐら

いは雇つてくださいよといいう政策が中心であつたと

思つてございますが、今回のこの法改正の主

目的は、最初は四ヵ所とかそういう小さな

スタートになりますけれども、市町村レベルにき

め細かに雇用支援センターをつくつていくことに

よつて、いわば職業リハビリといふのか、障害者

の方が仕事へはじめるように、一種の職業訓練

これも一種のノーマライゼーションなのだろうと

思いますが、そういうことをやらせていただきこ

とによって、障害者の方々が各仕事場へ行つて就

職をしてもうまく暮らせるようにして、できる

限り細やかな職業リハビリをやろうといふこと

で、その両面が機能することで事態の前進を図

るというのが今回の最大の目標だと思っておりま

す。

ただ、一人一人障害者の皆様方にはそれぞれ生

身のお体をお持ちですからいろいろな要素がある

わけで、一律に判断をしても、一律に扱つてもみ

んなが幸せになれるとは限らないという難しい問

題もありますし、後半赤城代議士の方から御指摘

をいたいた一緒にするということはあるいはもつ

と温かい扱い方とか、これは本当に障害児教育で

も障害者の雇用でも常につきまとつて問題だと思う

のですね。ノーマライゼーションというのは、み

んなとにかく一緒にやるべきだと思つて、それが

ではないはずでござりますから、その辺の扱い

も我々研究していくかなくてはならないと思うし、

あるいはLD、ラーニングディスアビリティーと

いう、この間予算委員会でも問題になつております

したが、学習障害児とか学習障害者と言われてい

る方々等もいわば新たな分野として対応を考えな

ければならないと思つております。課題は山積

をいたしております。

○赤城委員 ゼひ今回のこの法改正を契機に、大

臣が今おつしやられたような新しい方向、障害者

を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 先生既にある程度御指摘をされ

ました。それについて、昨年の三月に今度は全員

参加の社会づくりをめざして、そういうスロー

ガンドで障害者対策に関する新長期計画がつくられ

ました。そういう中で、障害者の自立意識も高

まましたし、さらにはそれに対する社会の認識

も高まつたというふうに思ひます。そして、行政

の施策も一定前進をしてまいりました。

しかし、障害者の社会参加の一つの目安であり

ます障害者の雇用率でいいますと、十年前に一・

二五であった。昨年は一・四一であった。これは

十年かかるかって、先ほど話がありまして、少し甘い

数字になつてゐるのはないかと言われましたけ

ども、それでも、それでも〇・一六%しか上昇をして

いない、いわば改善されていないわけです。決し

て速いとは言えない状況だといふうに思ひま

す。

幸いにして、ことしの予算で障害者の社会参加

といふことで、障害者と高齢者にやさしいまちづ

くり事業というものが厚生省だけではなく運輸省

でも建設省でも取り組まれるようになりました。

これは前進だといふうに思ひます。そういうつた

ては、さらに雇用の面では一層の前進といふこと

で今度の法改正が行われるわけです。

私は、この中で考へるのでですが、細川政権の中

でこの予算編成作業に当たつて、私ども社会党の

作業チームもこういう福祉のまちづくりについて

努力をいたしましたし、またこの法案づくりで

は、この四月まで永井前政務次官はそちら側にい

たが、そのつとめをいたしましたから御理解を

いただきたいと思つております。

○赤城委員 ゼひ今回のこの法改正を契機に、大

臣が今おつしやられたような新しい方向、障害者

を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 先生既にある程度御指摘をされ

ました。ただし、赤城委員と私のやりとりも聞いてい

ます。そこで、障害者対策に取り組もうというふうにお考へにな

るというのが今回の最大の目標だと思っておりま

す。

ただ、一人一人障害者の皆様方にはそれぞれ生

身のお体をお持ちですからいろいろな要素がある

わけで、一律に判断をしても、一律に扱つてもみ

んなが幸せになれるとは限らないという難しい問

題もありますし、後半赤城代議士の方から御指摘

をいたいた一緒にするということはあるいはもつ

と温かい扱い方とか、これは本当に障害児教育で

も障害者の雇用でも常につきまとつて問題だと思う

のですね。ノーマライゼーションというのは、み

んなとにかく一緒にやるべきだと思つて、それが

ではないはずでござりますから、その辺の扱い

も我々研究していくかなくてはならないと思うし、

あるいはLD、ラーニングディスアビリティーと

いう、この間予算委員会でも問題になつております

したが、学習障害児とか学習障害者と言われてい

る方々等もいわば新たな分野として対応を考えな

ければならないと思つております。課題は山積

をいたしております。

○赤城委員 ゼひ今回のこの法改正を契機に、大

臣が今おつしやられたような新しい方向、障害者

を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 先生既にある程度御指摘をされ

ました。ただし、赤城委員と私のやりとりも聞いてい

ます。そこで、障害者対策に取り組もうというふうにお考へにな

るというのが今回の最大の目標だと思っておりま

す。

ただ、一人一人障害者の皆様方にはそれぞれ生

身のお体をお持ちですからいろいろな要素がある

わけで、一律に判断をしても、一律に扱つてもみ

んなが幸せになれるとは限らないという難しい問

題もありますし、後半赤城代議士の方から御指摘

をいたいた一緒にするということはあるいはもつ

と温かい扱い方とか、これは本当に障害児教育で

も障害者の雇用でも常につきまとつて問題だと思う

のですね。ノーマライゼーションというのは、み

んなとにかく一緒にやるべきだと思つて、それが

ではないはずでござりますから、その辺の扱い

も我々研究していくかなくてはならないと思うし、

あるいはLD、ラーニングディスアビリティーと

いう、この間予算委員会でも問題になつております

したが、学習障害児とか学習障害者と言われてい

る方々等もいわば新たな分野として対応を考えな

ければならないと思つております。課題は山積

をいたしております。

○赤城委員 ゼひ今回のこの法改正を契機に、大

臣が今おつしやられたような新しい方向、障害者

を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 先生既にある程度御指摘をされ

ました。ただし、赤城委員と私のやりとりも聞いてい

ます。そこで、障害者対策に取り組もうというふうにお考へにな

るというのが今回の最大の目標だと思っておりま

す。

ただ、一人一人障害者の皆様方にはそれぞれ生

身のお体をお持ちですからいろいろな要素がある

わけで、一律に判断をしても、一律に扱つてもみ

んなが幸せになれるとは限らないという難しい問

題もありますし、後半赤城代議士の方から御指

ただ、先ほども議論に出でまいりましたが、障害をお持ちの方で有効求職者数というのでしょうか、職業安定所に働きたいのだが何とかなりませんかとお見えになる方がこれまた増加しているということを考えれば、法定雇用率の一・六〇というは何も絶対的な数字ではないわけですが、その辺の状況を見て法定雇用率だつて当然変化あつてしかるべき、このように考へるわけでござります。

ですから、先ほども申し上げましたが、私どもとしては、今後この法律改正によりまして障害をお持ちの方が仕事につきやすくなるよう、企業側にお願いをするというのではなくて、それは今までやつてきたわけですから、もちろん企業側にもいろいろな、バスを買つたらどうですか、手すりをつけたらどうですか、設備どうですかといふことをこれからやつていくわけですねけれども、それ以上に、この法律改正の主眼といふのはきめ細かな市町村レベルでの職業訓練あるいは職業リハビリということをやらせていただいて、適正、適当な職場を探し出させていただいて、そのことによって障害者の方が生きがいを持つて健常者と同じように幸せになつていただくこと、これが法改正の目的でござります。

○山元委員 私は、大臣が文部大臣のときに文教

委員でございました。学校図書館法の問題だとか

国立学校設置法の問題で議論をさせていただきま

して、そのときに、実にユニークで力強い答弁も

いただいていたんですね。そして、言葉だけで

はなしに、この間も図書館の問題で、子どもと本

の関連ですか、つくつていただけて、私もさすが

だということでお参加をさせてもらいました。

今度労働行政、この間の論議を聞いておりま

たら初めてだとおっしゃつていただきましたけれども、

どうかユニークなその力強いリーダーシップをこ

こでも發揮をしていただきたいというふうにお願

いをしたいわけですが、今の状況は大変不況で厳

しい。

きょうの新聞を見ますと、鳩山大臣が三日ほど

前に参議院でお答えになつたことがちょっと出ていまして、こういう書き方がしてある。鳩山労働大臣は「できる限り自然に女性が男性にまじって当たり前に働くようになるのがベストだ。」今までおっしゃっている、「空気とかムードとか意識改革ができればいいと思う」と答えたと、まあこれは局長の言葉とくつて、「答えるにどまつた」というようなニュアンスで書いてあります。ですから、この女子学生の就職の問題あるいは障害者の雇用の問題も大胆に、今申し上げましたようなそのユニークな発想、大胆な発想でぜひとも取り組みをいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

○鳩山国務大臣 私、その記事をけさ見たのです

が、それはひどい誤解に基づいておりまして、私は、男女雇用機会均等法、指針も変更して厳しく

やる、ありとあらゆる経済団体にもお話をすると、

総理を中心とした閣僚懇談会を設置する、ただ、企業名公表といふことについても私はそういう

う答弁はしておりませんから、それはもつと激しく、業者テストのときぐらい激しくやつたらどう

だ、こういうふうにお思ひになる方も多いかと思

うし、私も勉強してまいりたいと思ひますが、そ

の新聞に出ておる部分は、いや本当は、国民の意

識改革が進んで労働省にも婦人局なんという局が

なくつて、もう国民全体の空氣としてすべてが

平等で行ける方が望ましいという部分をとられ

て、鳩山労働大臣は余りやる気がないんじやない

かなというふうな意味で、ややシニカルに書かれた

かなどというふうな、ちょっと残念な気持ちがある

ものですから……。

○山元委員 わかりました。了解します。

そこで、時間も少ないので、少し具体的にお尋ねをしていきたいのですけれども、民間にお

いても努力をされていますけれども、この一・六

%の問題ですが、全体に今一・四一だと。しかし、

詳しく述べると、百人以下の規模のところでは

二・一一%、まあオーバーしているわけですね。

ところが、だんだんだん悪くなつていつて、だらうというふうに思いますけれども、しかし、やはりこれ、ずっと続いている傾向というのは思

い切つて直す必要があるだらうと思うのですね。

たびに、一九八七年の十月の改正のときにも、それから次の九二年ですか、おととの改定のとき

にも附帯決議がつけられていて、公表制度の活用

も十分に検討することと、いうことが附帯決議で言

われているわけですね。ですから、今の企業とい

うのは社会的なイメージといいますか、そういう

ものを大変大事にするわけですねけれども、これは

やはり企業名の公表がされていないと私は思うの

ですが、こういうふうに達成率が二二%というよ

うなことの状態を生んでいるきついところについ

ては、公表という、一つのこれは制裁だと思いま

すけれども、行うべきではないかというふうに思

うのですが、それはいかがですか。

○七瀬政府委員 お答えいたします。

実際に公表をすべきではないか、する必要があるんじやないかという議論は、御指摘ございま

すけれども、行うべきではないかというふうに思

うのですが、それはいかがですか。

○山元委員 そういうお気持ちはもちろんお持ち

ただ、御指摘ございましたように、公表制度、

いざというときには非常に改善が見られないところには公表するんだといふことがあります。

おくということも大事で、そういった意味で、二

年前だつたと思ひますが、数は四社でござります

けれども公表に踏み切った結果、そのことを契機

にかなり雇用状況が改善されてきたということも

ございますので、今後ともそういうことも考えながら、公表制度、公表に踏み切ることも含めて誠正な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○山元委員 いたずらに制裁というのがいいとは思いませんけれども、やはりこういう状況といふのは、眞面目に一生懸命になつて努力をしている企業が多いわけですから、そういう点でやはり思ひ切つたことが必要なんだ、それが附帯決議に含まれているんだろうと、いうふうに思いますから、よろしく措置をしていただきたいというふうに思ひます。

そして、去年の六月ですれども、ことしはまだ出ていませんが、未達成企業に対する指導の結果について労働省が発表しておられるわけですね。それで、公表したという形跡がないから今まで尋ねをしたのですけれども、もう一つ、大企業に対する指導で、公表対象企業には該当しないけれども、不足する障害者数が原則として五十人以上の企業について調査をした。五十人以上障害者を雇用しなければならないという企業は、少なくとも三千人以上の企業ですね、逆算すると。三千百何十人以上の大企業です。その大企業を対象に実施をした。これは公表対象外です。私は、これもいかにも甘いような気がするのですね。三千人以上で五十人雇わにやならぬのに、してないというところについて指導を実施をした。これについてやはりもつと拡大をすべきではないか。障害者を三人雇わにやならぬ企業でも、一生懸命あやつて努力しているわけですね、三人雇わにやならぬ企業でも一生懸命努力している。ところが、五十人以上雇わにやならぬ企業について、これはやはり大変なサボタージュだと思うんですね。そういう認識をお持ちにならぬですかね。これはいかにも差が大きいと思うんですね。ですから、そういう五十人以上の大企業を対象に調査をするといふことが、それはいかがですか。

○渡邊(信)政府委員 履用率の達成指導ですけれども、先ほど申しましたが、雇用率一・六に対しても〇・八にも達していないというところをまず指導の対象にいたしまして、労働大臣から雇い入れの計画をつくるよう命令を出す。それに基づいて指導いたしまして、それでもなお実施をしてもらえないというところは、最終的に公表する。公表するということを前提にして、私ども、特別指導と言つておりますけれども、そういった特別指導をしながら、雇用率がアップするようにやってきているわけであります。

こういったこととは別に、必ずしもそういうふた  
基準には該当しないけれども、大企業というのは  
非常に雇用する方もたくさん雇用しなければいけ  
ない、そういうところが低いということは大変問  
題だということで、今御指摘のありましたような  
五十人以上のところにつきましては、先ほど申し  
ました基準に該当しない場合でも、例えば本省の  
方から直接指導する、こういったやり方でてきてお  
るわけでありまして、一定の基準というものはや  
はり必要であろうと思つておる。大企業ですから  
採用する人数も多くなる、こういうことでござい  
まして、大企業ですと、一ヵ所で年度末に障害者  
の方が定年で例えば十人もやめたというふうなど  
きに、努力はするけれどもなかなか十人新しい方  
を見つけるのは困難だというふうな問題も、大企  
業は大企業なりに持つておるわけでありますから  
ら、やはり大企業だから特別厳しくするというこ  
とはなかなか難しい。やはり全体の基準でかけな  
がら、ただそれを上回るようなものについて直接  
指導する、こういったことで運用しておりますの  
で、今後、こういったことでさらに努力をしてい  
きたいというふうに考えております。

○鳩山国務大臣 具体的にはそういうことだと思います  
いますし、いろいろな指導の方法があると思います  
ですが、ただ、先生御指摘の、五十人以上とおつづ  
けた件ですね。五十人以上不足するなどといふ  
ことは許しがたいことだと思いますね。要するに、  
企業としての社会的な責任をどう自覚してい

く迎えていくべきかということについての認識が全くない。それは、特別な事情がある場合もあるでしょう。だけれども、五十人以上といふと、先生のおっしゃったように三千人以上に相当するわけですから、そういうものは許してはならないという気持ちを私は強く持っています。

○山元委員 障害者の雇用という面では、企業にとつては、一つの社会貢献だといふ積極的な意識のももちろんあります。けれども、一つの責務だというような気持ちもあるわけですね。けれども、リスクもあるけれども頑張らなくちゃいかぬと云つて、例えば、さつき言いましたように、百人以下の企業では五七%、五八%は達成している、大企業では二〇%しか達成していないことは、今大臣がおっしゃった許しがたいという厳しい表現がありましたけれども、やはりそういう気持ちで、公平に扱うような、小さな企業は努力しているということをしっかりと踏まえたような指導をこれからもやつてもらいたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

次に、去年の末に障害者雇用審議会の意見書が出来まして、その中に、次第にそういう雇用率は上昇しているけれども、しかしながら、重度身体障害者、精神薄弱者、精神障害回復者については立ちおくれが見られる、これまでの雇用対策では対応が十分でなかつたようなこういう面について対策を講ずる必要性が高まっている、これは審議会の指摘なんですね。この辺、まだ半年しかたつていませんけれども、そういう重度身体障害者、精神薄弱者、精神障害回復者、こういう人たちについての労働者の今までの対応。この人たちは、本当に切実な願いを持っている人たちです。その問題についてどういうふうに対応していくかしやるのか、お伺いしたい。

○渡邊(信)政府委員 御指摘のよう、障害者の中でも重度の身体障害者あるいは精神薄弱者、精神障害回復の方につきましては、就業率もまだまだ障害者の中でも特に低いということが実情に

なっております。  
労働省としましても、従来から特に重度の方あるいは精神薄弱者の方については重点的に、例えれば安定所における指導等を行ってきたところであります。が、各種の助成措置につきましても、重度の方を多數雇用している企業に対します手厚い助成、あるいは職場環境改善に対する助成、あるいは第三セクター方式による企業の設立による重度障害者の雇用の促進、こういったことをいろいろと努力をしながらやつてきていたつもりであります。が、おっしゃるように、まだまだ重度の方が立ちおくれているのが実情かと思います。  
○山元委員 全部にいろいろわざるわけにいきませんけれども、重度障害者の問題でいいますと、求職人口が非常にふえてきている。それは、大臣、もう御承知だと思いますが、昭和五十四年、今から十五年前ですね、養護学校の義務化というのが行われて、そして現に、義務化されたら、盲聾養護学校の在籍者数がどんどんふえた。前の年、五十三年までは七万人ほどが在籍者だったけれども、五十四年、義務化になつたら八万八千人にどんどん上がつたわけですね。それが五十四年から始まっているわけです。十五年前ですね。  
そうすると、その人たちがずっと教育を受けた、今までだと就学免除とか就学猶予だとかいうふうに切り捨てられて、求職人口になかなかなつていかなかつた。けれども、義務化になつて、重度の障害者も養護学校で教育を受けて、そして求職をする、求職人口に入つていく、そういうときに今來ているわけです。もう既に大分たつていてるわけですね。  
ですから、重度の障害者の皆さんのが職を求めるということは、人がどんどん多くなるということは、いわば十五年前から予定されていたことなんですね。それが、今答弁がありましたように、確かにおくれている。おくれているというのには、これはやはりエラーだと思うんですよ。ただ單にずるずるとおくれていったのではなくに、明らかに十五年前に、ああ、十年後、十五年後にはこうな

る、重度障害者を何とかして受け入れれる皿をつくらなきやならぬ、あるいはそういう雇用の場をつくるらなきやならぬという施策がなければならなかつたというふうに思ふんですが、そういう点についてはどう考えていらっしゃいますか。

○渡邊(信)政府委員 これは、いささか繰り返しになるわけであります。私どもも、重度の方はやはり雇用につくことが大変難しい、これは生活の問題等もいろいろあるわけでありまして、そういうことを総合的に検討しながら雇用を進めていく必要がある。それだけに、重度の方はより難しいといふ問題があるということを認識しながら、従来から特に重度の方を多数雇用する場合には通常の場合よりも手厚い助成をしていくとか、先ほどからお話を出ておりましたが、重度の方を採用してもらつたときには、一人を二人に雇用率として数えて報奨金等において手厚くしようとか、あるいは自治体と民間企業が一緒になりますて第三セクターをつくって、例えば工場をつくるとき二億円程度の助成をしようとか、そういうたことをいろいろやりながらやってきているわけであります。一貫して努力は続けてきつてもりますが、先ほど申しましたような、特に通常の障害者の方に比べてさらに困難だという方の雇用がまだまだおくれているのが実態かと思いまして、今般そういうことも踏まえまして、重度の方のきめ細かな雇用対策ということで法案の改正もお願いしているところでございます。

施設にですね。これは滞留化現象、行き場がないことですね。ですから、そういう人たちが本当に社会参加できるような、あるいは就職できることの条件というのは、大変難しいけれども、ぜひ積極的な御努力をこれはお願いをしておきたいというふうに思います。

時間が余りなんですから、新しい事業の雇用支援センターについて具体的にお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

この問題については、もう八年前、一九八六年ですけれども、その当時の私どもの社会党の石橋委員長が、「障害者雇用促進のための「レインボーセンター」設立の提唱」ということで提案をしているわけです。

それは、ずっとそれから以後社会党の一つの願いといいますか、そういうものであつたわけですけれども、概略言いますと、八年前に、各企業において、障害者が就労する具体的職務及び障害者を受け入れを前提とした職務編成の開発が進んでいないことが指摘されて残念だ、そういうことを解決していくためにレインボー・センターというのをつくってはどうか。そして、そこでこの雇用センターと同じような提案をしているわけです。各都道府県ごとに、障害者団体を中心となつて設立、運営するとか、あるいは障害者雇用に関する各種の情報提供及び個々のケースに応じた相談やアドバイスや定着指導に当たるとか、あるいは職業カウンセラーその他専門家を積極的に養成をする、そういう仕事をしていくんだという提案を八年前に社会党はしているわけです。

そういう意味で、今度の雇用支援センターといふのは、ついに実現できたというような思いで高く評価をしているわけですが、一遍このセンターの設立の趣旨ですね、私は、社会党のレインボー・センターの趣旨、概略だけ申し上げましたが、このセンターの設立の趣旨と概要についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

お話しがありました。今回の雇用支援センターには、確かに今おっしゃったような思想が生きているのではないかと私どもも思っております。

今般設立を予定しております障害者雇用支援センターですが、先ほど来お話しの出でております雇用のおくれている重度の方の雇用を促進する、こういった観点から、市町村に主体になつていただきまして設立を考えているものであります。

特に、重度の障害者の方は、授産所のような福祉施設に長い間おられると、なかなかそこから外へ、雇用の場へつながつていかないというような問題があるわけであります。今回はその福祉部門と雇用部門とをしっかりと連携をさせよう、こういったことを目標にしているわけであります。

具体的には、福祉部門にいらっしゃる重度の方、この方たちで職業的自立の意欲も能力もありうるだとう方につきましては、きめの細かい職業リハビリテーションをしまして、また職業適性検査等も行う、簡単な職業訓練も行つてみる。こういったことをいたしまして、さらに進めば、実際に企業に行つて実地見学をする、企業における作業もやつてみる。こういうことをしながら、確かに雇用についても大丈夫だという方は、安定所の紹介によりまして実際に就職につなげる。こういったことを一貫してやろうというふうに思つてゐるわけです。

その過程では、先ほどお話に出ておりますボランティアの方などにも御支援をいただいて、福祉部門と雇用部門と連携を図りながら最終的に就職に結びつくよう努めをしたい、こういったことを基本的な考え方として今回御提案をしているところでございます。

○山元委員　およそ四つの指定を考えていらっしゃるのですね。私の出身の滋賀でも、去年の六月に滋賀県障害者雇用対策長期計画というのが立てられて、そしてこのセンター構想を先取りするような形で計画が進められてきました。今回よいよ一日の目を見て、滋賀だけではないところ、多く

が手を挙げて待ち望んでいるのだろうというふうに思います。

こういう計画が出て、いち早くそういうふうに手を挙げるところ、そういう自治体の、何といいますか、自主的な積極的な努力というのはこれからも呼び起こしていくことが大事であろう。そういうふうに思うわけです。そういう事業を全国に広げていくことで、今申し上げましたように、滋賀県にも見られるような自主的、積極的なものを呼び起こしていくという施策というのですか、そういう手だてというのはどういうふうにお考えですか。

○渡邊(信)政府委員 今回の雇用支援センター構想は、まず市町村が主体になつて法人の設立等あるいは運営費の助成等をお願いする、こういうことを考えておりまして、国はそのバックアップをすることにしておりますから、まず何と申しましても個々の市町村においてこういった事業を取り組むもうという主体的な意欲、努力というのが大変必要なわけであります。

今お話を出ました滋賀県におきましては、早い段階から同じような構想で、既にこの法案の内容を先取りするような形で準備が進められておりまして、現在まだ法案が成立する前ですが、労働省に対しましても、ぜひこの構想に乗りたいというお話を来ているところでございまして、こういった積極的な取り組みがあつて、初めてこのセンター構想もうまく実現をしていくというふうに考えております。

当面はまだ四センターということで今年度予算をセットしておりますし、いろいろと私どもも下準備ということで市町村の意向を聞いているわけですが、実際にはまだまだなかなかこの滋賀のようなケースがどんどん出てくるという状況ではないわけであります。まず市町村に手を挙げていたい初めて初めてこの事業がスタートするわけですから、滋賀のどのようなケースをどんどん広めていくところを通じましてこの構想を宣伝し、滋賀のよう

積極的なところがふえていくということを期待しております。

県で大体、小さくてこの程度で済むというところ

けでありまして、当然そこでは労使の方とかあるいは障害者団体の方の協力を最大限いたさなければなりません。

はどういうふうに対応していらっしゃるのか、あるいはそれをさらに促進していくためにどうい

○山元委員 評価していただきいて、県人としてうれしく、つなですけれども、今もおつゝやうま

であれば二カ所とか三カ所で済むところもあるで  
しょうが、うちの県は面積も広くて、ひろひろだか

ら進めていく必要があると思つております。

策略をお持ちなのか、少し説明をしていただきたい。

した、その計画が今あるのですが、市町村レベルでという言葉ですね、局長お使いになりました。この障害者の問題で言いますと、先ほども言いましたように、幾つかの分野があつて多様な障害者がいらっしゃるわけですね。そして、それは何と聞いても点として広い範囲でいらっしゃるのでですね。ですから、市町村単独で、市町村レベルで單独で事業をやろうということについては、やはりこれは効率が悪いというふうに思うのですね。

ら五ヵ所、六ヵ所でと、そういうようなどころもあるでしょうし、三千三百地方公共団体を発想して言っているわけではないのです。ただ、滋賀県は一つ東京都も一つと、そういう都道府県の単位のものではないということ、その市町村の発意というのをどうか、我々こういうのをやろうというそぞう気持ちを大切にしたいということを、あえてそういう表現をしたというふうに御理解いただきたいたいと思います。

十九号条約、御承知だと思いますけれども、その条約の中にも、このことに関する国の方針を策定し、実施し、あるいは定期的に検討する、そういうことは代表的な使用者団体及び労働者団体、それから代表的な障害者の及び障害者のための団体とも協議を受けるというふうになつてはいるわけですね。ですから、国の政策を計画策定し、実施し、検討する、そういうことについて、今申し上げますと、したような団体と積極的に協議をする、こういふことをやつておきたい。

○七瀬政府委員　ただいまお話をございました第三セクター方式、これも障害者の雇用を伸ばすための非常に実効のある仕組みだらうと思つております。私ども、各都道府県に少なくとも一ヵ所以上設立されてきているということでございました。また、そのためいろいろ助成もいたしております。

その結果、例えば平成に入りましてからは、その以前よりもピッチが上がりまして、毎年二つずつくらい設立されてきているということでございました。(同)よって、支障をしてから長いは厚生労働省

滋賀の場合は、大津・湖南地域などといつて、滋賀県の三分の一近くの人口密集地帯を湖南といいますが、ずっと広いわけですけれども、そういうところをカバーしようということで発展させられているわけです。市町村レベルでいうのと少し違うわけですね。

ですから私は、障害者の皆さんへの支援ということといえば、やはりエリアは広くとつて、規模を大きくしていく必要があるだろうというふうに思うのですね。ですから、そういう点、各県に例えれば一つづつでもいいから、できるだけ広いエリアで運営をするというセンターをつくるという方向を目指すべきではないか。この市町村レベルで

○山元委員　わかりました、せひそういうふうに、障害者雇用という一つの特性といいますか、そういうことからも広いエリアでということになって御努力をいただきたいと思います。

そして、このセンターですけれども、この設置とかあるいはそれからの運営というものについて、企業の労使あるいは障害者の関係の団体、障害者団体等の積極的な参加とか協力というものがなければ、生き生きとしたセンターにならないだらうというふうに思うのですね。そういう点、こういう人たち、今申し上げましたような団体あるいは労使というものについて参加、協力をお願ひをしていくという方策ですね、どういうふうによ

ふうになつてゐるわけです。時間がありませんから、これはこの精神はやけに大事にして、今まで例えば労働政策等については審議会方式などもとられて、悪く言えば形だけそういうふうに整えられるけれども、ということになるわけです。ここに書いてあるように、策定から実施から検討までずっと一貫してそういうふうに体と協議をしなさいといふように書いてある精神というのは、やはりそういうことを粘り強くきめ細かくやらぬとこういう政策というものは実が認めんよということだといふように思うのですね。ですから、ぜひそういうふうに努力をしていただきたい。これは御要請だけを申し上げておき

ますか。問題は、設置されている県では複数の市町村が併合され、あるいは新設されるなどして、行政区域が大きく変更されています。そこで、まだ多数あるということになりますので、設置されている県のノウハウ、経験を本当にいろいろな形を通じて未設置県に伝えていくという仕組みをさらにきちんとやつしていくことが、課せられた課題であるというふうに認識いたしております。

○山元委員　ぜひ都道府県に一つ、そしてそれは社会貢献としてすばらしいことなんだ、あるいは企業としての採算性は十分あるんだ、そういうふうなことをひとつモデルになるよう努力をしていただいて広げていく。幸いにしてそういう努力をしてくれる企業が身近にある、自治体があると

○鳩山国務大臣 市町村レベルでという言い方をなすのですが、それはいかがですか。

私もいたしておりますのは、都道府県レベルではありますん、都道府県というと四十七、一つずつつくりますという発想ではなくて、もつと住民に密着したきめ細かな仕事をする、そういう支援やセンターにしたいという意味で申し上げておりますので、ですから、そういった意味では、先生御指摘のように、市町村レベルでと私が申し上げたのは、若干ミスリーディングであることは率直におわび申し上げたいと思つております。

ですから、滋賀県なら滋賀県などのような需要

○渡邊(信)政府委員 障害者、特に重度の方の『就業促進法』を進めます場合には、雇用の場における問題だけではなくて、そこに至る過程というものが大変大きい大事だらうと思います。例えば、通勤一つとっても、も、職場に行くことがそもそも大変だという方々が多いわけでありまして、重度の方の雇用を促進するためには、障害者の住んでおられる地域を華撫などとの取り組み、ボランティアも活用したそういう取り組みが必要だというふうに思つております。そういう意味でも、最小の、最も身近な行政区画である市町村においてこういったものが行なわれるのが望ましい、こういうふうに思つている、

たいと思います。  
もう一つですが、先ほども少し出ましたが、障害者の雇用のための子会社、あるいは第三セクターでござつくられていて、それぞれ民間の企業の皆さん、あるいは第三セクターでいえば自治体の皆さんが努力をしていただいている、こういう動きがずっと出てきているわけです。例えば、新聞記事を見ますと、そういうものがあらわすのに「障害者の自立援助、採算性も重視」とか「職場に工夫、戦力育てる」、そういうふうに前向きにこの問題を取り上げていこうという動きがあるわけですね。こういう第三セクターの御努力といいますか、子会社づくりの努力といつものについて、労働省

いうところの障害者は幸せですけれども、そういう方式としないところへずっと広げていく、こういうことは、これは今までのを広げていくということは、これは今までにそういう例が余りないわけですから、ぜひ努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

時間がありませんから、最後にもう一つだけですが、先ほども少し出ていました納付金会計の問題ですね。見ると、昨年度末ですか、四百億円の剩余金があるわけです。これは未達成企業が多くなれば多いほど納付金が多いわけですね。これは不運で幸せいです。金はどんどん入ってきて残る。事業がこれを使って福祉施策を進めていくということですが



る性格じゃないのでしょうか。そうでなかったら、雇用率の義務化というものが社会的責任としての感じを持たないことになるのじゃないだろうか、わざわざこんな言い方をしなくていいのじやないだうかなと私は感ずるのですよ。

一般的な話ですから、まずは大臣に御見解を聞きたいと思います。

○鳩山国務大臣 私は、こうした問題について法律的な精緻な議論をする能力を持つております。

ただ、率直に申し上げて、労働大臣になりまして、障害者の雇用に関する法定されたパーセンテージというものを聞いて、片や納付金というものを納める、片やいわば御褒美というような形でお金を差し上げるということを聞いたときは、つまり罰金でしようというふうに労働省の皆さんにお話を申し上げた。まあ罰金というか、納付金という形になっております。

ですから、自由経済体制とか、まさに経済的な規制という意味でこれをどういうふうに言えばいいのか、私は法制局的な能力を全く持つておりますが、しかし企業の社会的な責任というものを考えれば、しかも六十三人に一人雇えればいいんで、従業員数が三百一人以上のところから始まるわけですから、中小企業等についてはこれを適用していないということを考えれば、一定規模の力をもつた企業にはその責任を全うしてもらいますよという意味でこの制度が設けられていると私は思いますから、これは恐らく法律上は罰金と呼ぶことはできないのであります、あくまでも納付金なのであります、私は心としては罰金であつていい、こう思つております。

○寺前委員

だから、私は何も法律の話をしているのじやなくして、わざわざ労働省の文書の中にそんなことを書かなくてもいいのになどいうことを感じますので、大臣にちよつと聞いてみただけです。

ところで、職業安定局集計の資料を見ておりましたら、実雇用率というのが、六十三人から九十

九人のところは二・一・一ということになるのでしょか、百人から二百九十九人になると一・五二だ、三百人から四百九十九人は一・三二だ、それから五百人から九百九十九人までが一・二八、千人以上が一・三〇という数字が出ているのですね。それが、國なり自治体なりの雇用率はたしか二であります。それから、特殊法人の場合で一・九でしたね、たしか。

そうすると、本当に小さい、百人未満のところは全部国の水準も突破することができているんだ、こう考えてきたときに、それは何で雇用率をあげて一・六というふうに低い段階を提起しておらなければならぬのか。この点でも、社会的存在として、國なり特殊法人なりの水準をおのれの使命としてやろうじゃないかということを大手企業の中に提起することは検討されないのだろうか。私は、今の話の続きを不思議でならないので、次に聞いてみたいと思うのです。

○渡邊(信)政府委員 この法定雇用率の一・六とおらなければならぬのか。この点でも、社会的存在として、國なり特殊法人なりの水準をおのれの使命としてやろうじゃないかということを大手企業の中に提起することは検討されないのだろうか。私は、今の話の続きを不思議でならないので、次に聞いてみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 障害の種類によつて障害者をどういうふうに見るかということがございまして、一般に身体障害者の場合は雇用義務がありますし、雇用率へのカウントがされますし、当然助成金も出ますし、職業指導等もある、こういうことになるわけですね。精神薄弱者の場合は、雇用義務のところだけがなくて、雇用率へのカウントがあり、助成金も出るというようなこと、また、いわゆる精神障害回復者と言われる方、精神分裂病、躁うつ病、てんかん等が回復してこれらの方々に關しては、雇用義務もカウントもなされな

いけれども助成金は出るというような形になりますが、その後障害者がふえている、こういった状況等も背景にいたしまして、一・六に現在引き上げが行われているものであります、ただ、この数字は法律上五年ごとに見直すということにされておりますから、これが次回は平成八年でありますから、これが心としては罰金なども、その時点につきましては、また雇用の状況等を見ながら数字の見直しもあるかと思ひます

が、現在は一・六という数字でほぼ障害者の方の雇用は達成できる目標ではないか、こういつたことでも、その時点につきましては、また雇用の状況等を見ながら数字の見直しもあるかと思ひます。要は、冒頭政府委員の方からもお話をいたしましたが、働く意欲がある人が働く意欲を満足させるようにさせてあげるために、制度的に考えておられる人と比べてみてもおかしいなと思うし、それからさらに、精神薄弱者についてはたしか雇用の義務はないのでしょうか。それから、精神障害者、難病患者などは全く立ち外なんでしょうか。こういうものを含めて、私は、障害者の問題について、せつかも國際障害者年何年計画というのをやつてきて、もう終わつたけれども、今改めて今日のこの雇用の不安な状況を考えたときに、こういう点の見直しをひとつぜひ考えてほしいと大臣にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 障害の種類によつて障害者をどういうふうに見るかということがございまして、一般に身体障害者の場合は雇用義務がありますし、雇用率へのカウントがされますし、当然助成金も出ますし、職業指導等もある、こういうことになるわけですね。精神薄弱者の場合は、雇用義務のところだけがなくて、雇用率へのカウントがあり、助成金も出るというようなこと、また、いわゆる精神障害回復者と言われる方、精神分裂病、躁うつ病、てんかん等が回復してこれらの方々に關しては、雇用義務もカウントもなされないけれども助成金は出るというような形になりますが、その後障害者がふえている、こういった状況等も背景にいたしまして、一・六に現在引き上げが行われているものであります、ただ、この数字は法律上五年ごとに見直すということにされておりますから、これが次回は平成八年でありますから、これが心としては罰金なども、その時点につきましては、また雇用の状況等を見ながら数字の見直しもあるかと思ひます。要は、冒頭政府委員の方からもお話をいたしましたが、働く意欲がある人が働く意欲を満足させるために、制度的に考えておられる人と比べてみてもおかしいなと思うし、それからさらに、精神薄弱者についてはたしか雇用の義務はないのでしょうか。それから、精神障害者、難病患者などは全く立ち外なんでしょうか。こういうものを含めて、私は、障害者の問題について、せつかも國際障害者年何年計画というのをやつてきて、もう終わつたけれども、今改めて今日のこの雇用の不安な状況を考えたときに、こういう点の見直しをひとつぜひ考えてほしいと大臣にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○寺前委員 どうもあいまいですが、検討してください。

それから、私はこの間、滋賀県の信楽町の社会福祉法人信楽青年寮の話を聞きました。八十人ほどの寮生のうち、三十人ほどが事業所に雇用されている。施設の職員が仕事に一緒に連れて行くことから始まるわけですが、時に障害者がトラブルを起こしても、その後フォローする体制がとれているので仕事も継続られる。よほど介護を面倒見ていかない困難だという障害者が、意欲はあるてもなかなか進まないという問題がある。こういふことで、せめて三人に一人の面倒を見る人がついたら、いろいろやつていいけるんだということを盛んに言つておられました。

例えば、紙を十枚数えるからといって、くぎを打てる、意欲もあつて働くこともできる方が社会に参加できる、そういう方々をすべて参加せしめるような施策をやつしていくということで、こういう分

は、その点でも零細な業者の皆さんがそういう努力をしておられることと比べてみてもおかしいなと思うし、それからさらに、精神薄弱者についてはたしか雇用の義務はないのでしょうか。それから、精神障害者、難病患者などは全く立ち外なんでしょうか。こういうものを含めて、私は、障害者の問題について、せつかも國際障害者年何年計画というのをやつてきて、もう終わつたけれども、今改めて今日のこの雇用の不安な状況を考えたときに、こういう点の見直しをひとつぜひ考えてほしいと大臣にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○寺前委員 では、働く意欲のある人が働く意欲を満足させるようにさせてあげるために、制度的に考えておられる人にとってみるとおかしいなと思うし、それからさらに、精神薄弱者についてはたしか雇用の義務はないのでしょうか。それから、精神障害者、難病患者などは全く立ち外なんでしょうか。こういうものを含めて、私は、障害者の問題について、せつかも國際障害者年何年計画というのをやつてきて、もう終わつたけれども、今改めて今日のこの雇用の不安な状況を考えたときに、こういう点の見直しをひとつぜひ考えてほしいと大臣にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○寺前委員 だから、結局そこはぎりぎりまで努力をするということだらうと思うのですね。それが、生活指導も非常に難しいとか、就業、仕事につかせることにかなりの困難が伴うというようですが、面倒見てくれますか。

○鳩山国務大臣 だから、結局そこはぎりぎりまで努力をするということだらうと思うのですね。それが、生活指導も非常に難しいとか、就業、仕事につかせることにかなりの困難が伴うというようですが、面倒見てくれますか。

う人たちの意欲を引き出すことはできないし、しかし、それだけの手を打つていつたら生き生きとしないでいるといふ問題があるんですね。せつかくいい制度であつたら、私は大いに宣伝して、積極的に組み入れてもらつたらいと思うのですが、これは一体どういうふうに今普及されているんでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 特に精神薄弱の方の就業を援助するということで、今御指摘のあつた援助者の制度を設けておりまして、国としても援助者を得た場合には助成をするという制度を設けておりますが、まだ利用されるケースが少ないという御指摘につきましてはそのとおりだらうと思います。私ども全国の安定所等を通じて、例えばパンフレットもつくってPRを努めているということでおざいます。まだまだ努力が足りないといふことでござりますので、さらに努力を続けなければいけないとおもいます。

○寺前委員 これはたしか百七十七人の予算でやつておられるはずですね。間違ひございませんね。全国何県に普及しているでしょう。

○渡邊(信)政府委員 四年度の支給件数の実績が百十七件ということです。(寺前委員)何県に広がっている、「地方自治体」と呼ぶ。その資料は手元に持ち合わせおりません。

○寺前委員 その程度なんでしょう。要するに普及していない。せつかくいい制度を考えたのに私は残念でならないんだ。だから、この前の総務省の職安を何ヵ所調査したとかこうやつたじやないけれども、障害者問題があれだけ大問題になつてきたのに、国際障害者年まで設けてきたのに、せつかく考えた制度が生きてきていらないといふことが私は残念でならないので、ぜひともこれをあまねく普及することができるよう検討してください。これをお願いしたいと思います。よろしおすか、それは、御答弁ありますか。

うんですけれども、聞いてみたら、これが知られていないといふ問題があるんですね。せつかくいい制度であつたら、私は大いに宣伝して、積極的に組み入れてもらつたらいと思うのですが、これは一体どういうふうに今普及されているんでしょうか。

○寺前委員 時間の都合もありますので次にいきますが、障害者雇用支援センターというのをいよいよ今度は発足させようと、聞いてみたら埼玉、滋賀、岡山、熊本の四ヵ所でまず始めるといふですけれども、都道府県でいきますと、今障害者の職訓校というのは何県にあるでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 設置の箇所数で現在、全國十九校でございます。

○寺前委員 全国十九県、それで、これまた障害者雇用支援センターで訓練をしていこうと、いいことだと私は思う。だけれども、ことしは出発で四県で来年は四十県になりますのやといふています。私ども全国の安定所等を通じて、例えパンフレットもつくってPRを努めているといふことでござります。まだまだ努力が足りないといふことでござりますので、さらに努力を続けなければいけないとおもいます。

○寺前委員 これはたしか百七十七人の予算でやつておられるはずですね。間違ひございませんね。全国何県に普及しているでしょう。

○渡邊(信)政府委員 四年度の支給件数の実績が百十七件といふことです。(寺前委員)何県に広がっている、「地方自治体」と呼ぶ。その資料は手元に持ち合わせおりません。

○寺前委員 その程度なんでしょう。要するに普及していない。せつかくいい制度を考えたのに私は残念でならないんだ。だから、この前の総務省の職安を何ヵ所調査したとかこうやつたじやないけれども、障害者問題があれだけ大問題になつてきたのに、国際障害者年まで設けてきたのに、せつかく考えた制度が生きてきていらないといふことが私は残念でならないので、ぜひともこれをあまねく普及することができるよう検討してください。これをお願いしたいと思います。よろしおすか、それは、御答弁ありますか。

いうこともござりますし、ある程度計画的にやっていかなければならぬということでございます。また計画的につくつてまいりたいと思っております。

○寺前委員 だから、計画的といつたつて二十年計画ではちょっと違うなるということになります。そこで、詰めた計画を大臣ぜひ見てほしいと思うのです。

最後に、もう一つお聞きしたいのです。

これは昨年の春の予算委員会で問題になつたことですけれども、障害者が職業訓練施設に行く場合には、それは働くおつた人が行くという場合と一から行く場合と若干違いますけれども、そこへ行つたら十万円前後のお金が出る。だけれども、全国三千五百ヵ所という共同作業所で働くいわゆる「訓練を受けている多くの方々がおるわけですね。そういうところは面倒を見ない。せつかく訓練をして一般社会に出ていくことでどつちもやつておられるのに、これは見いひんのはおかしいじゃないか」ということが話題になりました。

そのときに、当時の村上国務大臣は「就職の困難な重度障害者の雇用促進について」この意見書申にござりますように、福祉対策との連携を図つてこないことになつてはこれまた大変だと思います。私は、これは県段階からもつと下の段階までつくつていかなければならぬ制度だと思うだけに、国自身が積極的な年次計画を立てておやりになることが必要ではないかと思うのですが、いかがでしようか。

○七瀬政府委員 今回御提案申し上げている法律案の中で支援センターを設けることいたしておられますが、まず四ヵ所と申しましたのは、最初の年に既に準備ができるところを中心でできるだけ立派なものを持つて、その成果が全国的に広がりを見せていく、いろいろなところでの就職促進を考えているわけですが、その対象としましては、授産所等だけではなくて、いわゆる小規模作業所といつたところにおられる障害者についても、この方たちを対象にしようといふことです。

うことで予定をしておるというふうに考えております。

○渡邊(信)政府委員 これは特に小規模作業所だけということではなくて、今回の構想の中身になると私は思いますけれども、福祉部門、小規模作業所等も含めましたそういつたところで簡単な訓練なり作業なりを行つていてる重慶の方で職業につくつてます。

そうだといふ方につきましては、この雇用支援センターにおいていろいろな訓練なり職業適性検査なりというものを行つて雇用に結びつけようと思つておられるわけでござります。

○寺前委員 いや、私の聞いているのは、小規模作業所で面倒見ないかぬじやないかと去年問題提起して、大臣が検討しよう、こうおつしやつたことがあります。このことを踏まえまして、今年度から職業リハビリテーションの一環として、小規模作業所に入所いたしまして一般就職を希望する障害者を対象に、その生活指導のための支援を小規模作業所と連携して行つような新しい事業を実施していくことが重要であろうかと、大いにそれはやつてまいりたい。そしてまたおつしやいますように、そのような観点から障害者の雇用促進に役立つ作業所についてどのような援助ができるのか、十分今後検討課題としていきたい「今後検討課題にしていきたい」と言われて、もう一年になるわけですが、今度の中にこれが生きてきているんです。

○渡邊(信)政府委員 今般設立を予定しておりますが、基本的には雇用支援センターにつきましては、対象としましては、授産所等だけではなくて、いわゆる小規模作業所といつたところにおられる障害者についても、この方たちを対象にしようといふことです。

○寺前委員 私、非常に大事だと思うのです。初めて労働省が小規模作業所にそうやつて積極策に打つて出られた。私はこれは注目すべきだと思うのです。

ら、そういう人たちが今度の制度で、普及するならば、私は非常に値打ちのある出発点にことなるというふうにこの問題について評価しているのです。

だから、そういう意味では、ぜひせつかくことしからやろうということに進められたのだったたら、今全国にある都道府県では、小規模作業所については何ばかりと面倒を見てきているのです。お金をして面倒を見てきているのです。

そこで、これらの規模の中で、例えば身障手帳の三級、四級を持つている人はどれだけおるとか、療育手帳を持つている人が中程度以上どれだけおるとか、そういう実態調査をやつていただいたら、この分野の人たちがどれだけ積極的に就職へ発展させることができるかという性格を持つことになりますので、私は、せっかく出された助成制度を前進させるために、実態調査をやつてもらう必要があるのじやないだろうかなということを感じますので、いかがでしようか。

○渡邊(信)政府委員 私ども、すべての障害を持つ方に雇用の場を確保するという目的でござりますから、今先生おつしやったようなことを十分念頭に置いて考えてきたいと思います。

○寺前委員 私ども、すべての障害を持つ方に雇用の場を確保するという目的でござりますから、こういう問題についても企業や団体の面倒を見るんだといふことに、団体の中に入りますから、したがつて小規模の作業所についても同じように取り扱われることを検討してはいいと思うのですが、いかがでしようか。

○渡邊(信)政府委員 この住宅や通勤に対します助成は、納付金を財源にして支給するというものでございまして、この納付金はあくまで雇用関係のあります事業主から徴収する、事業主から納めているただいる財源でございますので、一般的に申しますと、雇用関係のないところにつきましてこの納付金を使用するということは現行法では

できないというふうに考えております。

○寺前委員 そうすると、せつかくその枠を取つ

払つて、小規模作業所にまで問題を、一般就職をするという前提の小規模作業所について面倒を見

ましようということで、これは展望をちょっと開いたわけですね。それで、これを普及してもらう

よう調査研究してもらつ。そうすると、通勤や

で、大臣にひとつ御検討いただけないだろか、

に来ているわけですね。だから、これを何らかの形で切り開く道を私はぜひ検討してほしいなどい

うふうに思うのですが、もう時間が来ましたのに

お願いしたいと思う。

○鳩山国務大臣 小規模作業所等は、私も地元で

よく立ち寄ることがございまして、そうした中か

ら、正式な雇用関係のある、そんな働く人生を送

れる人もこれから出てくるはずだというふうに思

いますから、それこそ支援センターが全国に何百

と網羅されていく段階で、その支援センターと全

想であろうと思つておりますが、ただいま部長の

方からお答え申し上げましたように、何といつて

もこれは納付金という形で、雇用関係を取り結ん

でいるところからお金をちょうだいしている。実

りハッピリをやるというような形になつていけば理

正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改

正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改

正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改

正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改

正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

ので、ぜひとも御検討いただきたいということをお願いして終わります。

○松岡委員長 ありがとうございました。

○松岡委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

ので、ぜひとも御検討いただきたいということをお願いして終わります。

○松岡委員長 これより討論に入るのあります

が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○松岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

お諮りいたします。

○松岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ページ	段行	誤	
二二七	二二七	かかつたら、	正
一九八	一九八	高年齢者	かかる
一九九	一九九	考えて	かかる
一九九	一九九	答えて	かかる
一九九	一九九	不十分	かかる
一九九	一九九	可否	かかる
一九九	一九九	二十日	かかる
一九九	一九九	二十日	かかる
一九九	一九九	あるいは	かかる
一九九	一九九	ときには	かかる

労働委員会議録第三号中正誤





平成六年六月二十七日印刷

平成六年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局